

## 子供の貧困対策について（ヤングケアラー支援含む）

## 《現状》

- 全国調査 ※厚生労働省・文科省調査（令和2年12月）※全国の公立学校の約1割を抽出  
世話をしている家族がいると回答した生徒  
中学2年生（5.7%） 高等学校2年生（4.1%）

## 《取組》

- ＜全 庁＞ ○庁内連絡調整会議の実施
- ＜教育庁＞ ○教職員向け資料の配付及び各種研修会での周知
- 相談体制の充実（SC 及び SSW の増配置、SNS 相談の充実）
- 校内支援体制の充実

## 《課題》

- 教職員、児童生徒への周知と認知度の向上 ○相談体制の充実
- 県内の実態把握 ○福祉、医療、教育等の関係機関との連携

## 《今後の方向性》

- 研修会の充実及び啓発資料の作成
- スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの計画的な配置
- 庁内連絡調整会議において、実態把握及び施策の方向性を検討
- 庁内連絡調整会議において、効果的な連携・支援体制の検討
- ※庁内連絡調整会議：健康福祉部を中心とした庁内組織  
（健康福祉指導課・児童家庭課・子育て支援課・学事課、教育庁など）

## 《第1回会議での主なご意見》

- スクールソーシャルワーカーや様々な形で教育行政側からの課題解決のアプローチも充実していかなければいけないが、福祉部門との連携によってこの分野を解消していく、少しでも手助けしていくということが、やらなければならない項目だと考えている。
- 支援につなぐ体制の整備が急がれる。
- 認知が非常に困難であろうことから、実態把握のところからまずしっかり進めていかなければならない。
- 困った時に人に助けを求めることができる力、被援助志向性とか受援力を身につけていくような試みが重要。
- 育児と違い、家族の介護について話をするのは（子供にとって）多分恥ずかしいこと。子供の心理で考えて大人の物差しで見ないことが、問題が起きる前に芽を摘んでいくことにつながる。
- 学習保障や同じような境遇の子供が共有できるような場を持ち、そこに安心できる大人がいて相談できるような場所があるといい。
- 福祉部局との連携が重要で、庁内連絡調整会議を積極的に活用して良い取組に努めたい。

## 《知事部局と教育庁が連携して取り組む事業（子供の貧困対策）》

## 1 実態の把握に向けて

## (1) ヤングケアラーに関する関係者ヒアリングの実施

スクールソーシャルワーカー、福祉サービス関係者等へのヒアリングを実施。

(ヒアリングで寄せられた主な意見)

- ・行政の縦割りを無くして欲しい。家族を丸ごと支援できるような体制が必要である。
- ・ヤングケアラーは複合的な課題を抱えていることが多いので、総合的な窓口が必要である。
- ・子どもは自身の家庭を「当たり前」と思うので、自身がヤングケアラーであることに気づきにくい。大人側からのアウトリーチが重要である。周囲の大人への研修が必要である。
- ・SNSは子どもにも馴染みがあり相談しやすいと聞く。街の保健室のようなものがあると良い。行政より民間が実施した方が良い。

## (2) 【新規】ヤングケアラー県内実態調査

千葉県内におけるヤングケアラーの状況及び課題把握のため、地方自治研究機構の共同調査研究事業を活用し、実態調査及び今後の施策の検討を行う。

【調査対象】 県内の小学・中学・高校の児童・生徒・職員等 ※詳細は今後検討

【実施方法】 一般財団法人地方自治研究機構と県による共同研究調査

## 2 支援体制の整備に向けて

## (1) 支援関係者向けガイドブックの作成及び子供の貧困に気づくためのチェックシートの周知

学校等の現場で気付いた貧困を適切な支援につなぐため、各種支援制度や相談先等を記載したガイドブックを作成。(完成・配付は令和4年度)

また、子供の貧困に気づくためのチェックシートについて、小学・中学・高校の教員や保育所・認定こども園・幼稚園の保育士等に対し研修等を通じて周知。

## (2) 【新規】ヤングケアラー関係機関職員研修

ヤングケアラーの支援にあたっては、福祉・介護・医療・教育等の関係機関職員からの働きかけも重要であるため、支援に携わる関係機関の職員に対し、ヤングケアラーの発見や支援策に係る研修を実施する。

【関係機関】 福祉事務所、児童相談所、学校、地域包括支援センター、MSW等

【研修回数】 年6回(予定)

## (3) 【新規】課題を抱える高校生の居場所設置・相談支援事業

貧困や家庭環境など様々な原因により困難な状況にある子どもを早期に発見し、福祉的な支援につなげていくため、中核地域生活支援センターと福祉団体等が連携して、校内に気軽に相談できる居場所をつくる。

## 子供の貧困対策について

### ～課題を抱える高校生の居場所設置・相談支援事業について～

#### 1 事業の背景

##### ○ 抱える課題を「言えない」「言いたくない」子供たち

- ・ 苦しいといえる生徒は氷山の一角。その下に「言えない」「言いたくない」子供たちがたくさんいる。(県内居場所カフェ設置校のSSW)
- ・ 子供が困った時に困っているというふうに人に助けを求めることができる力、受援力をしっかりと身につけていってほしい。つけていくような試みが、千葉県の中で是非、もっと行われてほしい。(総合教育会議 委員意見)

##### ○ 千葉県子どもの貧困対策推進計画 (R2～R6)

- ・ 学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付け、SSW や地域で支援に携わる NPO 等の連携により、困難な状況にあっても声を上げられない子供たちを早期に把握、支援につなげていくことが必要であるとし、本県独自の施策の柱として「支援に繋ぐ体制整備」を位置付けている。

⇒高校内の「居場所」の設置支援や福祉的な相談対応について、中核地域生活支援センターが担い、気づき支援へつなげる取組を、令和4年度から実施する

※中核地域生活支援センター

…福祉をはじめとする各種制度の狭間にある人や複合的な課題を抱えた人など、「地域で生きづらさを抱えた人」の相談支援、市町村等のバックアップ、関係機関のコーディネートを行う。県内 13 か所で設置・運営されている。

#### 2 事業の概要

##### ○ 事業内容

- ・ 令和4年4月～令和5年3月にかけて月1回程度「居場所カフェ」の開催支援を想定。

【一般的に居場所カフェとは】

主に高校内で生徒が飲食等しながら、NPO のスタッフや地域ボランティアと気軽に交流できる場のこと。支援が必要な生徒が、悩みや不安を話しやすい場を作り、必要に応じて、学校内のSSW などを通じて、福祉的な支援につなげるもの。

- ・ 年2回(中間・期末)、各支援校※の関係者で集まり、情報交換や事業の振り返りを行う。

※どのような居場所を設置するかについては、それぞれの学校の希望を踏まえつつ、関係者と協議しながら進めていく。

##### ○ 事業スキーム

- ・ 中核地域生活支援センターの役割

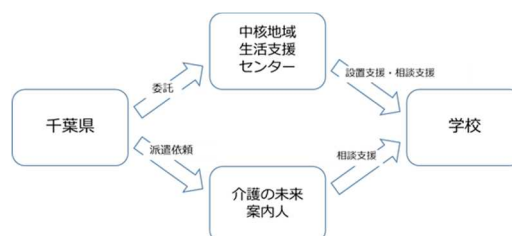
NPO など参加団体の手配・調整、広報等の開催準備を支援、運営費の助成(1回あたり上限5万円)とともに、居場所カフェに職員を派遣して相談を聞く。

- ・ 介護の未来案内人の役割

居場所カフェに参加し、生徒の悩みや不安解消のための相談を行い、合わせて生徒が将来の仕事や、キャリアを考えるきっかけにもしたい。

※介護の未来案内人

…県内介護施設に従事する若手介護職員を「介護の未来案内人」として委嘱し、若者等に対して介護職の「魅力」や「やりがい」を情報発信することにより、介護職に対する社会的な理解を促進するとともに、新卒人材を中心とした介護分野への就業を促進することを目的とする。



## 子供の貧困対策について（ヤングケアラー支援含む）【教育庁】

### ○現状と課題（スクールソーシャルワーカー（SSW）から聴取した内容を基に整理）

（家庭の状況）（注）SSWが対応した事案における主な状況を記載

- ・一人親家庭（単身赴任による長期の不在を含む）
- ・保護者が疾患、未就労の状態
- ・育児放棄、家庭内暴力
- ・行政による支援を保護者が拒否 等

（SSWの意見）

- ・家庭の状況把握や福祉的な支援に繋ぐためには、家庭訪問を複数回行い、保護者の理解を得る必要があるが、SSWや学級担任など学校側の対応だけでは限界がある。
- ・市町村によって支援の窓口や内容が異なるため、福祉行政へのつなぎ方が難しい。SSWなど学校側がアプローチしやすいよう、福祉行政側でわかりやすい窓口を設定して欲しい。
- ・保護者の状況に応じた支援を行うとともに、進学に向けた生徒に対する経済的な支援も必要

### ○今後の対応方針

#### 1. 相談体制の充実

- ・SSWやスクールカウンセラー（SC）の計画的な配置  
⇒ 各地域の相談件数や相談内容の状況を踏まえつつ、学校のニーズに応えられるよう、SSWやSCの拡充や効果的な配置について検討
- ・SNS相談の充実  
⇒ 相談が可能な曜日や時間帯について検討

#### 2. 児童生徒の「受援力」の育成

- ・「SOSの出し方教育」の充実  
⇒ 県教委が作成した教材も活用して児童生徒への指導を行うとともに、SC・SSWの相談事例も教材に盛り込み、充実を図る。
- ・奨学金や授業料減免措置に関する情報提供  
⇒ 高校在学中だけでなく、大学や専門学校への進学に当たり利用できる支援措置についても、支援を必要とする生徒に対して、きめ細かい情報提供を実施

#### 3. 教員の対応力の向上

- ・啓発資料の作成や教員研修の充実  
⇒ 様々な支援事例を基に、学校におけるSSWと教員の連携協力や、学校側から福祉行政側への情報共有など、児童生徒や家庭への支援の効果的な方法について、教員の具体的な理解を促すとともに学校全体での対応が可能となるよう取組を実施

※ 以上のほか、知事部局と連携して「福祉行政への円滑な接続」や「保護者の状況に応じた支援」の実現に向けた取組を進めることが課題

## 子供の貧困対策について(ヤングケアラー支援含む)【教育庁】

### (相談体制の充実)

#### ○スクールソーシャルワーカーについて

〔R 3 相談件数〕 26,280 件 (令和3年12月末日現在)

〔令和2年度末〕 14,568 件

〔R 4 配置計画〕

・小中 18 人、高 21 人、教育事務所 15 人を配置 (計 54 名) (※R3 6月補正による 10 名増員を継続)

#### ○スクールカウンセラーについて

〔R 3 相談件数〕 87,561 件 (令和3年12月末日現在)

〔令和2年度末〕 100,208 件

〔R 4 配置計画〕

| SC の配置 | R 3                      | R 4                 |
|--------|--------------------------|---------------------|
| 小学校    | 隔週：176校<br>月 1：466校      | 隔週：280校<br>月 1：357校 |
| 中学校    | 全312校に配置 (週1：307校 週2：5校) |                     |
| 高等学校   | 週 1：89校<br>未配置：32校       | 週 1：97校<br>未配置：24校  |

#### ○SNS相談について

〔R 3 相談件数〕 4,160 件 (令和4年1月末日現在)

〔令和2年度末〕 4,799 件

〔R 4 実施計画〕

・週3日を継続 (※相談しやすい時間帯への変更を検討中)